

飼育動物診療施設開設届

開設後であること
(同日付け可)

年 月 日

大 阪 市 長

- ・代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。
- ・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

開設者(法人にあっては主たる事務所の所在地及びその名称)

住所 大阪市北区中之島1丁目3-20

ふりがな 氏名 かぶしきがいしゃ 株式会社 なかのしま 中之島

電話番号 06-6208-0000

獣医療法第3条前段の項の規定により、次のとおり飼育動物診療施設の開設について届け出ます。

法人の場合、代表者が獣医師であっても「獣医師でない」に〇記

開設者が獣医師か否か	獣医師 獣医師でない
診療施設の名称 <small>ふりがな</small>	<small>なかのしまどうぶついりようせんたー</small> 中之島動物医療センター
診療施設開設の場所	大阪市北区中之島1丁目3-20 ビル等については、ビルの名称、階数も記載
開設年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
診療施設の設備概要	裏面に記載
管理者の氏名 <small>ふりがな</small>	<small>おおさかたろう</small> 大阪太郎
管理者の住所	大阪市東成区大今里西1丁目19-29
診療の業務を行う獣医師の氏名 <small>ふりがな</small>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p><small>ひがしなりはなこ</small> 東成花子</p> <p><small>なかのしまじろう</small> 中之島次郎</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>診療に携わるすべての獣医師を記載 全員分の獣医師免許証(原本)の確認を行います</p> </div> </div>
診療の業務の種類	産業動物 小動物 その他()
定款又は寄付行為	法人のため、添付 法人でない(添付なし)

産業動物：牛、馬、豚、鶏等
小動物：犬、猫、鳥類
その他：爬虫類、フェレット等

1 診療施設・設備の概要図(診療施設の平面図・面積・長さ・室の名称等)

別紙のとおり

2 放射線診療装置等の有無

エックス線装置	有 ・ 無
診療用高エネルギー放射線発生装置	有 ・ 無
診療用放射線照射装置	有 ・ 無
診療用放射線照射器具	有 ・ 無
放射線同位元素装備診療機器	有 ・ 無
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	有 ・ 無

※ 上記装置等を有する場合は、参考様式第1号から様式第7号の中から該当するものを選び添付すること

《参考事項》

(1) 電話番号、FAX 番号

06-6208-△△△△

(2) 主な診療設備、器具機械等

診察台、手術台、顕微鏡、血球計算機、エックス線装置、手術器具一式等

(3) 診療時間、休診日

同一の管理者が、複数の施設を管理する場合は診療時間が重ならないようにしてください

9時～13時、16時30分～19時 火曜日、水曜日午後

(4) 獣医師免許番号

大阪太郎 第12345号、東成花子 第23456号、

中之島次郎 第34567号

診療獣医師全員について記入してください